

事務マニュアルに見る中央地方関係

—厚労省通知と自治体内部マニュアルの比較検討—

Online Appendix

A.1 マニュアルデータに含まれる文書一覧

表 A1 マニュアルデータに含まれる文書名

発行元	文書名
厚生労働省	自立相談支援事業の手引き 就労準備支援事業の手引き 一時生活支援事業の手引き 家計相談支援事業の手引き 住居確保給付金の支給に係る事務の手引き 認定就労訓練事業の実施に関するガイドライン 自治体事務マニュアル 支援会議の設置及び運営に関するガイドライン 生活困窮者自立相談支援事業等の実施について（社援 0727 第2号）
札幌市	札幌市生活困窮者自立相談支援事業実施要綱 札幌市生活就労支援センター運営要綱 札幌市住居確保給付金支給要綱 札幌市家計改善支援事業（生活困窮者）実施要領 札幌市家計改善支援事業（被保護者）実施要領 就労ボランティア体験事業（生活困窮者）実施要領 就労ボランティア体験事業（被保護者）実施要領 一時生活支援事業実施要綱 札幌市生活困窮者就労訓練事業の認定に関する実施要綱 認定就労訓練事業（被保護者）実施要領
仙台市	生活困窮者自立相談支援事業実施要綱 仙台市生活困窮者自立支援調整会議設置要綱 仙台市生活困窮者自立支援連絡会議運営要領 生活困窮者自立支援連絡会議設置要綱

仙台市つながる支援連絡会議設置要綱
仙台市つながる支援連絡会議設置要領
住居確保給付金事業実施要綱
仙台市生活困窮者家計改善支援事業実施要綱
学習・生活サポート事業実施要綱
低所得者世帯の子どものための学習サポート事業実施要綱
中途退学未然防止等事業実施要綱
仙台市一時生活支援事業実施要綱
仙台市一時生活支援事業実施要領
仙台市路上生活等自立支援ホーム運営事業実施要綱
仙台市路上生活等自立支援ホーム運営事業実施要領
仙台市生活困窮者等住まいの確保緊急支援事業実施要綱
仙台市生活困窮者就労訓練事業の認定に関する要綱

さいたま市福祉まるごと相談窓口運営の手引
さいたま市生活困窮者家計改善支援事業実施要綱
さいたま市生活保護等就労訓練事業実施要綱
さいたま市生活困窮者学習支援事業（小学生対象）実施要綱
さいたま市生活困窮者学習支援事業（中高生対象）実施要綱
さいたま市生活保護等居宅移行・地域生活復帰定着支援事業に係る一時宿泊施設設置要領

千葉市自立相談支援事業運営要領
千葉市生活困窮者自立促進支援事業等検討委員会設置要綱
千葉市ホームレスの自立の支援等に関する第3次実施計画
千葉市生活困窮者自立促進支援事業業務委託（自立相談支援事業）仕様書
千葉市住居確保給付金支給要領
千葉市家計改善支援事業運営要領
千葉市家計改善支援事業業務委託仕様書
千葉市生活困窮者就労準備支援事業実施要綱
千葉市生活困窮者自立促進支援事業業務委託（就労準備支援事業）仕様書
千葉市生活保護世帯等学習・生活支援事業実施要領
千葉市一時生活支援事業運営要綱
千葉市生活困窮者就労訓練事業認定要領

横浜市生活困窮者自立相談支援事業実施要領
自立相談支援事業実務マニュアル
横浜市生活困窮者住居確保給付金支給事業実施要綱
横浜市家計改善支援事業実施要綱

横浜市家計改善支援事業利用のてびき
横浜市家計改善支援事業利用の手引き生活保護受給者用
横浜市就労準備支援事業実施要綱
就労準備支援事業利用の手引き
横浜市生活自立支援施設運営要綱
横浜市生活困窮者一時生活支援事業実施要綱
施設型自立相談支援の実施に関する事務取扱要領
就労訓練事業利用の手引き

巡回相談事業要綱

川崎市若者就労・生活自立支援事業実施要綱
川崎市生活自立・仕事相談センター設置要綱
川崎市アフターケア事業実施要綱
川崎市生活自立・仕事相談センター運営業務委託仕様書
川崎市若者就労・生活自立支援事業業務委託仕様書
川崎市巡回相談・全国調査・越年対策及びアフターケア事業委託仕様書
川崎市ホームレス自立支援事業実施要綱
川崎市ホームレス訪問型自立支援住宅事業実施要綱
川崎市住居確保給付金実施要領

川崎市総合就職サポート事業実施要綱

令和5年度川崎市就労支援事業（川崎市総合就職サポート事業）業務委託
仕様書

川崎市就労準備支援事業実施要綱

令和5年度川崎市就労準備支援事業業務委託仕様書
川崎市学習支援・居場所づくり事業実施要綱
川崎市学習支援・居場所づくり事業実施業務委託書
ホテル事業利用ルール

令和5年度生活づくり支援ホーム下野毛（分館含む。）設置及び管理運営
委託仕様書

川崎市自立支援センター日進町管理運営委託仕様書

令和5年度川崎市自立支援センター南幸町設置及び管理運営委託仕様書
生活困窮者認定就労訓練事業の認定に係る運用マニュアル

川崎市認定生活困窮者就労訓練事業事務手続要綱

生活困窮者自立相談支援実施要綱

相模原市 生活困窮者自立相談支援事業支援調整会議設置要綱
生活困窮者自立支援法第7条第2項第3号に基づく事業実施要綱
生活困窮者家計相談支援事業実施要綱

	生活困窮者就労準備支援事業実施要綱
	生活困窮者一時生活支援事業実施要綱
	ホームレス等一時生活支援事業設置要綱
	新潟市生活困窮者自立相談支援事業実施要領
新潟市	新潟市住居確保給付金実施要綱
	新潟市家計改善支援事業実施要領
	新潟市就労準備支援事業実施要領
	新潟市子どもの学習生活支援事業実施要綱（各区分）
	新潟市生活困窮者一時生活支援事業実施要領
	新潟市就労訓練事業認定申請の手引き
	静岡市生活困窮者自立支援法施行細則
静岡市	静岡市住居確保給付金支給要領
	生活保護受給者等就労体験・職業訓練事業実施要領
	静岡市生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業実施要綱
	静岡市ひとり親家庭の子どもに対する学習支援事業実施要綱
	静岡市一時生活支援事業実施要綱
	静岡市就労訓練事業認定取扱要領
	浜松市生活困窮者自立相談支援事業実施要綱
浜松市	浜松市住居確保給付金事業実施要綱
	浜松市生活困窮者家計改善支援事業実施要綱
	浜松市生活困窮者就労準備支援事業実施要綱
	浜松市生活保護世帯等の中学生に対するキャリア形成支援事業実施要綱
	浜松市生活困窮者一時生活支援事業実施要綱
	浜松市生活困窮者就労訓練事業認定要綱
	仕事・暮らし自立サポートセンター事業実施要綱
名古屋市	名古屋市生活保護受給者等就労自立促進事業実施要綱
	名古屋市住居確保給付金支給要綱
名古屋市	名古屋市生活困窮者緊急・一時宿泊支援事業実施要綱
	名古屋市生活困窮者緊急・一時宿泊支援事業実施要領
	名古屋市就労訓練事業認定要綱
	名古屋市中間的就労パイロット事業実施要綱
	京都市生活困窮者自立相談支援事業実施要綱
京都市	京都市ホームレス自立生活推進事業実施要綱
	京都市就労支援事業（就労意欲喚起等支援事業）実施要綱
	京都市ホームレス訪問相談事業実施要綱
	京都市ホームレス医療福祉訪問相談事業実施要綱

京都市旅館利用者相談事業実施要綱

京都市ホームレス無料法律相談事業実施要綱

京都市ホームレス無料法律相談事業実施要綱

京都市生きづらさを抱える者の居場所づくり等支援事業補助金交付要綱

京都市生きづらさを抱える若年者の居場所づくり等支援事業補助金交付要

綱

京都市ホームレス衛生改善事業実施要綱

京都市ホームレス自立支援センター事業実施要綱

京都市ホームレス自立支援センター事務取扱要領

京都市ホームレス自立支援等連絡調整会議設置要綱

京都市生活困窮者自立相談支援機関設置要綱

ひきこもり支援の手引書

ひきこもり支援調整会議運営要綱

京都市ひきこもり地域支援センター運営要綱

京都市ひきこもり相談窓口運営事業実施要綱

京都市よりそい支援員設置事業実施要綱

家計改善支援事業の手引 生活保護受給者支援用

チャレンジ就労体験事業実施要綱

チャレンジ就労体験事業の手引

京都市ホームレス居宅定着支援事業実施要綱

京都市ホームレス緊急一時宿泊事業実施要綱

京都市ホームレス緊急一時宿泊事業事務取扱要領

京都市生活再建一時宿泊事業事務取扱要領

京都市ホームレス応急援護事業実施要綱

京都市ホームレス応急援護事業事務取扱要領

京都市ホームレス年末年始対策事業実施要領

押印の廃止等に伴う関係要領等の整備に関する要領

京都市ホームレス居宅定着支援事業に関する事務の取扱い、

京都市生活困窮者就労訓練事業の認定に関する実施要領

大阪市生活困窮者自立相談支援事業【相談支援】実施要領

大阪市生活困窮者自立相談支援事業【法律相談】実施要領

総合就職サポート事業実施要綱

大阪市 自立支援事業実施要綱（ホームレス自立）

大阪市ホームレス巡回相談事業実施要綱

あいりん日雇労働者等自立支援事業実施要綱

大阪市住居確保給付金事務取扱要領

	大阪市住宅支援給付事業実施要領
	大阪市生活困窮者自立支援制度（家計改善支援）実施要綱
	大阪市生活困窮者自立支援事業（就労チャレンジ事業）実施要綱
	大阪市生活困窮者自立支援事業（子ども自立アシスト事業）実施要綱
	生活困窮者自立支援法に基づく就労訓練事業の認定申請について
	大阪市就労訓練事業の認定に関する要綱
	地方自治法施行令
	堺市生活困窮者自立支援法施行細則
	堺市生活困窮者自立相談支援事業実施要綱
	堺市生活困窮者住居確保給付金支給実施要綱
堺市	住居確保給付金のご案内（申請の手引き）
	堺市生活困窮者家計改善支援事業実施要領
	堺市生活困窮就労準備支援事業実施要綱
	一時生活支援事業利用のてびき
	神戸市生活困窮者自立相談支援事業実施マニュアル
	神戸市住居確保給付金事務の手引き
	神戸市住居確保給付金住居別の手続きの仕方
	神戸市家計改善支援事業委託仕様書
	神戸市家計改善支援事業実施要領
神戸市	神戸市就労準備支援事業実施要領
	神戸市就労準備支援事業委託契約仕様書
	神戸市生活困窮者就労準備支援事業等交通費補助金交付要綱
	神戸市生活困窮者学習支援事業実施要領
	生活困窮者学習支援事業委託仕様書
	神戸市における就労訓練事業利用に関する実施要領
岡山市	岡山市新型コロナウィルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱
	岡山市家計改善支援事業委託業者選定委員会設置要領
広島市	広島市生活困窮者自立相談支援事業実施要領
	北九州市生活困窮者自立相談支援事業実施要綱
	北九州市ホームレス対策推進事業実施要領
	北九州市ホームレス対策推進事業実施要綱
北九州市	北九州市生活困窮者住居確保給付金実施要綱
	北九州市生活困窮者家計改善支援事業実施要綱
	北九州市生活困窮者就労準備支援事業実施要綱
	北九州市生活困窮者居住支援事業実施要綱
福岡市	福岡市生活困窮者自立相談支援事業実施要領

福岡市ホームレス巡回相談・アフターケア事業実施要領

福岡市就労自立支援センター実施要領

福岡市アセスメントセンター実施要領

福岡市福祉センター実施要領（通常版）

福岡市福祉センター実施要領（生活保護を除く）

福岡市住居確保給付金実施要領

福岡市生活困窮者就労準備支援事業実施要領

福岡市子どもの健全育成支援事業（相談支援）実施要領

福岡市子どもの健全育成支援事業（学習支援）実施要領

福岡市シェルター実施要領

福岡市就労訓練事業ガイドライン

熊本市生活困窮者自立相談支援事業実施要綱

生活困窮者住居確保給付金の支給に関する実施要綱

熊本市生活困窮者自立支援法施行細則〔保護管理援護課〕

熊本市生活困窮者家計改善支援事業実施要綱

熊本市就労準備支援事業実施要綱

熊本市自立支援プログラム推進（社会参加活動等自立支援）事業実施要綱

熊本市子どもの学習支援事業実施要綱

熊本市生活困窮者一時生活支援事業実施要綱

熊本市地域居住支援事業実施要綱

就労訓練事業実施に関する実施要綱

熊本市

※会議の設置要綱については、厚労省・自治体とともに、自立相談支援事業のマニュアルとして分類している。厚労省の文書としては「支援会議の設置及び運営に関するガイドライン」が該当する。自治体の文書は、会議体の設置要綱として独立して存在する場合と、自立相談支援の要綱に含まれる場合とがあり、自立相談支援事業のマニュアルデータに分類するに至った。

A.2 記述統計

表 A2 モデル1の記述統計

変数	平均	標準偏差	最小値	最大値	観察数
ユークリッド距離	2072.20	1685.57	278.14	5820.15	93
ユークリッド距離 (対数変換)	7.27	0.91	5.63	8.67	93
関係機関数	9.91	34.25	0.00	300.00	93
財政力指数	0.84	0.10	0.67	1.02	93
革新系首長ダミー	0.12	0.32	0.00	1.00	93
官僚経験首長ダミー	0.14	0.35	0.00	1.00	93
高齢者単身世帯割合	0.11	0.02	0.09	0.15	93
ケースワーカー数 (人口千対)	0.20	0.08	0.09	0.41	93

表 A3 モデル2の記述統計

変数	平均	標準偏差	最小値	最大値	観察数
ユークリッド距離	1862.48	1652.73	278.14	5820.15	108
ユークリッド距離 (対数変換)	7.13	0.93	5.63	9.67	108
国庫補助負担割合	0.58	0.24	0.00	0.75	108
財政力指数	0.84	0.10	0.67	1.02	108
革新系首長ダミー	0.11	0.32	0.00	1.00	108
官僚経験首長ダミー	0.14	0.35	0.00	1.00	108
高齢者単身世帯割合	0.11	0.02	0.09	0.15	108
ケースワーカー数 (人口千対)	0.20	0.08	0.09	0.41	108

表 A4 モデル 3 の記述統計

変数	平均	標準偏差	最小値	最大値	観察数
ユークリッド距離	2072.20	1685.57	278.14	5820.15	95
ユークリッド距離 (対数変換)	7.27	0.91	5.63	8.67	95
利用件数累計	7631.41	18867.17	0.00	135914.00	95
利用件数累計（人口千対）	5.11	9.61	0.00	50.07	95
財政力指数	0.84	0.10	0.67	1.02	95
革新系首長ダミー	0.12	0.32	0.00	1.00	95
官僚経験首長ダミー	0.14	0.35	0.00	1.00	95
高齢者単身世帯割合	0.12	0.02	0.09	0.15	95
ケースワーカー数 (人口千対)	0.21	0.08	0.09	0.41	95

表 A5 モデル 4 の記述統計

変数	平均	標準偏差	最小値	最大値	観察数
ユークリッド距離	2344.11	1665.08	278.14	5820.15	80
ユークリッド距離 (対数変換)	7.48	0.80	5.63	8.67	80
関係機関数	10.70	36.83	0.00	300.00	80
国庫補助負担割合	0.57	0.27	0.00	0.75	80
利用件数累計	8703.21	20379.33	0.00	135914.00	80
利用件数累計（人口千対）	5.82	10.32	0.00	50.07	80
財政力指数	0.84	0.10	0.67	1.02	80
革新系首長ダミー	0.12	0.33	0.00	1.00	80
官僚経験首長ダミー	0.14	0.35	0.00	1.00	80
高齢者単身世帯割合	0.12	0.02	0.09	0.15	80
ケースワーカー数 (人口千対)	0.21	0.08	0.09	0.41	80

A.3 固定効果を投入した場合の分析結果

表 A6 固定効果モデルの分析結果

	モデル 5	モデル 6	モデル 7	モデル 8	モデル 9
関係機関数	0.000 (0.001)	-0.010** (0.004)			0.000 (0.001)
国庫補助負担割合	2.137*** (0.150)		1.984*** (0.151)		2.099*** (0.196)
利用件数累計	0.030*** (0.003)			0.059*** (0.009)	0.031*** (0.006)
市固定効果	No	Yes	Yes	Yes	Yes
観察数	80	93	108	95	80
調整済み R ²	0.869	0.015	0.207	0.326	0.880
AIC	34.7	225.1	247.3	189.1	2.7

※+p < 0.1、 *p < 0.05、 **p < 0.01、 ***p < 0.001

※固定効果を投入した場合、政令市内で変化のない統制変数はすべて固定効果に吸収されてしまうため、統制変数は同時には加えていない。

A.4 データの欠落について

本研究のデータでは、独自マニュアルを作成していない自治体の一部事業は欠落したサンプルとして扱われている。このデータの欠落が結果に重大な影響を及ぼしていないか確認するため、サンプルを補完したデータ 2 種類作成し、再分析を行った。以下、表 A7・表 A8 が再分析の結果である。

なお、補完データを 2 種類作成したのは、独自マニュアルを作成していないというケースについて、その不在の意味が自治体によって異なると想定されたためである。一部の自治体では、独自マニュアルが存在しない＝厚労省のマニュアルに従っている、ということが、筆者と担当者の口頭のやり取りで確認できた一方で、複数事業を一体化させたことにより、一部事業のマニュアルが欠けているケースもあり、データの欠落の意味の解釈が困難であった。そこで、今回は多重代入法により補完を行ったデータと、欠落したサンプルについて、すべて厚労省マニュアルとの距離を 0 として代入したデータの 2 種類で検証する。

表 A7 が、多重代入法によって補完したデータの分析結果である。表 A7 の結果と、本文中の表 3 の結果を比較すると、係数の大きさに若干の違いは見られるものの、統計的有意性が確認できる変数や、係数の正負の方向性は一致しており、おおむね類似した結果となつた。

次に、表 A8 が、距離を 0 と設定して代入したデータの分析結果である。本文中の表 3 の結果と比較すると、こちらはモデル 2 における関係機関数の統計的有意性が消失するという結果になった。また、統制変数の係数はもとの結果と比較すると全体に大きくなつており、官僚経験首長ダミーなどは統計的有意性が確認されるようになっている。ただし、モデル 1・モデル 3・モデル 4 については、独立変数の係数や統計的有意性、係数の正負の方向性に大きな変化は見られず、結果の頑健性が確認できているかと思われる。

表 3 および表 A7・表 A8 の結果を総合的に考慮し、データの欠落は分析結果に致命的な影響を及ぼしてはいないと判断した。ただし、モデル 2 の頑健性の弱さが確認されたことになり、今後の検証が必要である。

表 A7 多重代入法により欠損値を補った場合の分析結果

	モデル 1	モデル 2	モデル 3	モデル 4
関係機関数	-0.007* (0.003)			0.001 (0.001)
国庫補助負担割合		1.999*** (0.287)		2.155*** (0.133)
利用件数累計			0.061*** (0.008)	0.032*** (0.001)
財政力指数	-0.548 (1.213)	-0.744 (1.012)	-1.101 (0.848)	-0.923* (0.362)
革新系首長ダミー	-0.171 (0.350)	0.050 (0.307)	0.141 (0.290)	0.109 (0.118)
官僚経験首長ダミー	-0.179 (0.355)	0.002 (0.267)	-0.073 (0.225)	-0.066 (0.090)
高齢者単身世帯割合	7.355 (7.868)	1.316 (6.172)	0.284 (5.422)	-0.121 (2.297)
ケースワーカー数	-0.378 (1.686)	-0.434 (1.460)	-1.306 (1.282)	-1.357* (0.600)
観察数	120	140	120	100
調整済み R ²	0.101	0.294	0.401	0.901

※+p < 0.1、*p < 0.05、**p < 0.01、***p < 0.001

表 A8 欠損値をすべて距離 0 として代入した場合の分析結果

	モデル 1	モデル 2	モデル 3	モデル 4
関係機関数	0.000 (0.010)	2.996** (1.027)	0.114*** (0.030)	0.012 (0.010)
国庫補助負担割合				3.084* (1.182)
利用件数累計			0.114*** (0.030)	0.083* (0.032)
財政力指数	-1.109 (3.335)	-1.335 (3.061)	-3.059 (2.959)	-3.646 (3.477)
革新系首長ダミー	0.674 (1.011)	0.011 (1.045)	0.399 (0.921)	1.404 (1.154)
官僚経験首長ダミー	-2.055** (0.731)	-2.078** (0.650)	-2.250*** (0.655)	-2.224** (0.711)
高齢者単身世帯割合	-7.286 (18.121)	-2.354 (19.364)	-3.206 (16.375)	-7.892 (21.424)
ケースワーカー数	-0.236 (5.393)	1.044 (4.774)	-1.465 (4.950)	-2.949 (5.287)
観察数	120	140	120	100
調整済み R ²	0.030	0.128	0.197	0.213

※+p < 0.1、*p < 0.05、**p < 0.01、***p < 0.001

A.5 ユークリッド距離を統計分析で用いる理由について

統計分析において、コサイン類似度ではなくユークリッド距離を使用したのは、コサイン類似度ではデータのばらつきが失われ、統計分析に適しないことが懸念されたためである。以下がコサイン類似度の計算式である。

$$\cos(\theta) = \frac{\vec{A} \cdot \vec{B}}{\|\vec{A}\| \|\vec{B}\|}$$

ここでは、文章 A について、その意味内容を単語構成からベクトル \vec{A} で表現し、文章 B との意味の類似性を、 \vec{A} と \vec{B} のベクトルが形成する角度 θ を利用して求めている。文章 A と文章 B の意味内容が完全に一致し、 θ の角度が 0 度であれば、 $\cos(\theta)$ の値は 1 となる。反対に文章 A と文章 B の意味が全く類似していない場合、 θ の角度は 90 度となり、 $\cos(\theta)$ の値は 0 となる。 $\vec{A} \cdot \vec{B} = \|\vec{A}\| \|\vec{B}\| \cos(\theta)$ より、ベクトルの内積 ($\vec{A} \cdot \vec{B}$) を、2つのベクトルの長さの積 ($\|\vec{A}\| \|\vec{B}\|$) で割ることによって $\cos(\theta)$ は求められるため、ベクトルの長さはコサイン類似度では考慮されない。ベクトルの長さがどのような値であっても、計算式の分母と分子両方に同じベクトルの長さが値として含まれているため、割り算の過程で打ち消される。コサイン類似度では、あくまで 2つの文章ベクトルの角度をもとに類似度を計算している。範囲が限定されており、値が 1 に近いほど類似するという明瞭な性質を持つことから、コサイン類似度は全体としての文書の類似度を把握するには適切な指標であるといえる。

しかし、図 1 で確認したように、本研究が用いるマニュアルのデータは、本来文章の長さの点で大きなばらつきを有している。厚労省のマニュアルとどれだけ類似しているかという問題は、使用している単語の重複度合いだけでなく、どれほど厚労省の文章をそのまま引用して転載しているかという点にも表れると考えられる。そして自治体間には単語数に大きなばらつきが存在しており、転載の程度にも違いがあると考えられるが、コサイン類似度ではその違いが十分に反映されない。

統計分析では、データに一定のばらつきが存在することが前提とされている。そこで、本研究では記述的分析ではコサイン類似度を用いながら、統計的分析の方ではデータのばらつきを保持するため、文書の長さを考慮して計算するユークリッド距離を用いた。

以下、コサイン類似度を従属変数とした場合の分析結果を記載する。

表 A9 コサイン類似度を従属変数とした場合の分析結果

	モデル 1	モデル 2	モデル 3	モデル 4
関係機関数	0.000 (0.000)			0.000 (0.000)
国庫補助負担割合		0.046+ (0.026)		0.032 (0.034)
利用件数累計			0.000 (0.001)	0.000 (0.001)
財政力指数	-0.110 (0.080)	-0.093 (0.072)	-0.107 (0.079)	-0.126 (0.088)
革新系首長ダミー	-0.006 (0.025)	-0.008 (0.025)	-0.021 (0.027)	0.0018 (0.028)
官僚経験首長ダミー	0.014 (0.020)	0.013 (0.018)	0.017 (0.020)	0.018 (0.022)
高齢者単身世帯割合	-0.863+ (0.518)	-0.525 (0.474)	-0.620 (0.511)	-1.087+ (0.568)
ケースワーカー数	0.308* (0.121)	0.260* (0.113)	0.305* (0.124)	0.373** (0.136)
観察数	93	108	95	80
調整済み R ²	0.029	0.043	0.020	0.028

※+p < 0.1、*p < 0.05、**p < 0.01、***p < 0.001